

平成24年第7回（7月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成24年7月10日(火)  
開 会10時00分 閉 会10時34分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 15名

欠席委員数 0名

出席委員の氏名

是木 輝義	賀部 正直
瀬口 勝美	豊田 和義
和才 直俊	石丸 茂信
岡 万寿夫	矢頭 道雄
土屋 豊一	恒成 一治
守口 正典	若山 清敏
高原 孝幸	是木 則幸
奥家 信弘	

欠席委員の氏名 なし

4. 付議事項

議案第12号 会長、副会長の選出について

議案第13号 下限面積(別段面積)の設定について

議案第14号 平成24年度吉富町耕耘料等利用料の承認について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 榊 秀治

事務局職員 和才 薫

6. 会議の概要

事務局 皆様おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまより、平成24年第7回吉富町農業委員会を開催いたします。本日は前回説明いたしておりました農業共済理事の任期満了にて一端退任されていまして是木会長につきまして、6月13日付にて議会推薦をいただきましたので、同日付にて農業委員として再任させていただきましたので、皆様にご報告いたします。

これにより、本日の召集から第一議案である会長・副会長選出までは職

務代理者であります瀬口副会長にて進めていただくこととなりますので  
ご了承ください。それでは、開会に先立ち瀬口副会長からあいさつをお願  
い致します。

副会長 委員のみなさんおはようございます。本日はお忙しい中ご出席をいただき  
ありがとうございます。進行等についてはただ今事務局から説明の  
あったとおりでございますのでよろしくお願いします。

それでは、ただいまから平成24年 第7回総会を開催いたします。ま  
ず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には石丸委員、矢頭  
委員のお二人を指名いたします。

では、議事に入ります。「議案第12号 会長、副会長の選出について」  
を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、今回の経緯につきましてはご承知のとおりですので、早速選  
出にはいらさせていただきます。会長・職務代理者である副会長については  
農業委員会等に関する法律第5条の規定により委員の互選となっております  
ので、どなたか立候補、推薦される方はございますか。

和才委員 特にないようですので、事務局案はあるんでしょうか

事務局 特にないようでしたら、案として従前どおり会長に是木輝義委員、副会  
長に瀬口勝美委員を提案しますがいかがでしょうか。

(賛成の声多数)

それでは皆さんの承認をいただいたということで、会長に是木輝義委  
員、副会長に瀬口勝美委員と決定させていただきます。なお、席順です  
が従前どおりということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

副会長 それでは、新しい会長が決定いたしましたので、今後の議事進行につ  
きまは、新会長にお願いいたしたいと思っております。皆様スムーズな議事運  
営にご協力いただきありがとうございました。

事務局 瀬口副会長には職務代理者としてのお努めありがとうございました。  
(席替え後)

それでは新会長及び新副会長に一言ずつご挨拶をお願いします。

(各挨拶)

会 長 それでは、引き続き審議に入らせていただきます。「議案第13号 下  
限面積(別段面積)の設定について」事務局説明お願いいたします。

事務局 (議案朗読)

補足説明ですが、農地法第3条の許可を受け、耕作のために農地の賃貸  
借や所有権等の権利を取得しようとする場合は、取得後において原則50  
a以上の耕作面積を確保することが必要でしたが、「農地法等の一部を改  
正する法律」が平成21年12月15日に施行され、一定条件を満たす区  
域については、地域の実情に応じて農業委員会が別に定めることができ  
ることになりました。これに伴い、吉富町農業委員会では、下限面積につ  
いては、町内全域において30aと設定していますが、議案中にありました  
ように、毎年下限面積の設定又は修正の必要性について、新規就農者や多  
様な農業経営者の確保、耕作放棄地の解消などの観点から現行の30aの

下限面積設定が適切であるか否かをご審議いただくものです。

なお、利用権設定はこの下限面積は適用いたしません。30a未満のたとえば10aでも農地の賃貸借はできます。

会 長 事務局から議案第13号について説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします

(質疑等なし)

「議案第13号 下限面積(別段面積)の設定について」は承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

では、「議案第13号 下限面積(別段面積)の設定について」は承認することと決めます。

それでは、次に「議案第14号 平成24年度吉富町耕耘料等利用料の承認について」事務局説明お願いいたします。

事務局 (議案朗読)

補足説明として、7月5日に吉富町耕耘料協議会を開催し、それを受けての審議です。近隣の状況ですが、豊前市は作成しておらず、上毛町は平成19年から据え置き状況で、中津市については、今年度田植えについてのみ旧中津市区域が6,000円から6,500円に値上げしている状況です。今年度の変更点は糞摺り乾燥料ですが、昨年度に従前は60kg1,600円から表のように細分化したんですが、わかりづらいとの意見によりシンプルにまとめています。また、麦については今、全量JA出荷のため乾燥等を町内では行っていないため削除願いたいとの意見を受け、削除し提案しています。他に草刈項目にて昨年度フレールモアを新設しましたが、1年間やってみてセイタカアワダチ草が生い茂っているようなところは機械の負荷、作業時間を考慮すると7,000円では厳しいとの意見から括弧書きにて「(長期休耕田10,000円)」の標記を追加しています。それと、下部の注意書きにて「この利用料を参考に、双方合意の上決定すること」にアンダーラインを入れ強調するようにしています。

また、本日承認いただいた内容は直ぐに回覧を行うとともに8月号広報に掲載の準備をします。また、次回の平成25年度の利用料の審議時期は3月総会にて行い4月号広報に間に合うようにしたいと考えています。

会 長 事務局から議案第14号について説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします

(質疑等なし)

「議案第14号」は承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

では、「議案第14号 平成24年度吉富町耕耘料等利用料の承認について」は承認することと決めます。

会 長 つづいて、報告事項です。「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局より説明をお願いします。

事務局 資料に沿い3案件について説明

会 長 事務局の説明が終わりました、これは報告案件であります。

それでは、これで予定された付議事項はすべて審議が終わりました。

つづいて、「5. その他」についてですが、何か委員さんよりございませんか？

矢頭委員 ○○○○の転用についてですが、転用許可は駐車場とのことだったが、最近資材を置くようになっており、先日の座談会でも話が出たと思うがどうしたものか。

事務局 先日の行政懇談会を受けて事務局として近日中に状況確認のうえ指導を予定しています。

和才委員 先日、暗渠水路の詰まりで産業建設課職員にお世話になり解消したんですが、原因は空き缶やペットボトルが詰まっていたためで、周辺の田にも同じ銘柄のコーヒー缶が投げ捨てられており常習化している状況です。何かいい対策は無いか。

石丸委員 小学生がボール遊びで田に入ったボールをとるため稲を踏んだり、虫取りのためかセキ板をはずして流したりと困っている。  
(他委員からも同様な意見あり、「自動販売機周辺の田はどこも同じ」、「子どもにセキ板をはずされ、施肥が無駄になった」他)

事務局 ポイ捨てはモラルの問題であり、本町の人じゃない可能性もあるが、出水期であり暗渠に詰まれば水路が溢れたりと別な問題にも発展するので住民課と協議しポイ捨て防止の放送を入れたりを検討します。子どもの件は教育委員会経由にて指導をしてもらいます。

会 長 事務局から他に何かありますか？  
(特になし)

ないようでしたら、次回の委員会の日程ですが、事務局お願いいたします。

事務局 次回は予定通り8月10日(金) 10:00から当会場を提案しますがどうでしょうか  
(異議なしの声)

会 長 それでは、これもちまして平成24年 第7回総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

10時34分 閉会